

○誘導施設

種類	誘導施設	定義
店舗等	スーパーマーケット*†	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）のうち生鮮食料品を取扱うもの
	商店・コンビニエンスストア*†	建築基準法施行令第130条の3第2号に規定する日用品の販売を主たる目的とする店舗
	金融機関*†	銀行法第2条に規定する銀行、中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合、労働金庫法に基づく金庫
医療施設	病院*	医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち内科・外科・整形外科・小児科のいずれかを診療科目とし、入院機能を備えるもの
	診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち内科・外科・整形外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの
福祉施設	訪問系施設†、通所系施設、短期入所系施設	介護保険法第8条第2項から第10項及び第14項から第19項に規定する施設
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法第5条に定める事業を提供する住宅
	グループホーム	老人福祉法第5条の2第6項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する施設
	介護予防拠点・地域交流施設	地域における住民活動の拠点となる集会施設であって、町内会、連合町内会その他町長が認める者が設置する地区集会所のうち左記の用途を目的とするもの

* 都市計画の指定内容により都市機能誘導区域内であっても立地できない場合があります

† 都市計画の指定内容により規模等が制限される場合があります

※ 上記の他に、第一種低層住居専用地域では建物の高さ10m以下という制限があります